

## 全日本小学校バンドフェスティバル四国支部大会審査内規

- 第1条 この内規は、全日本小学校バンドフェスティバル四国支部大会実施規定第17条に基づき審査及び判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は「技術」「表現」（「演出」も含む）の2項目について、それぞれ5段階で評価し、得点化する。
- 第3条 審査結果の処理は理事長から委嘱された判定委員会が行う。  
2 判定委員会は、理事会がこれにあたる。  
3 集計委員会は各県第三事業部長がこれにあたる。ただし、代理も認める。
- 第4条 判定委員会は審査員の評価に基づき、金賞・銀賞・銅賞の各賞にグループ分けをする。
- 第5条 第4条の結果、審査員の上承を得て、理事長が賞を決定する。
- 第6条 審査票は各団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。
- 第7条 この内規は理事会の決議により改定することができる。

※ 平成11年4月29日の総会にて、第2、4条、5条、6条を改定。

※ 平成13年4月29日の総会にて、第2条を改定。

※ 平成19年4月29日の総会にて、第4条を改定。

※ 平成30年4月29日の総会にて、第3条を改定。